

報告第十五号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十五年九月二十四日

江戸川区長 多田正見

## 議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 ( ) 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額( 変更増減額 )	説 明
建 築 工 事	江戸川区立船堀小学校改築 工事	株式会社伊勢崎組 代表取締役 伊勢崎 昭一	24.7.3  (416 日間)	円 1,653,750,000	今回 25.5.22	円 1,722,829,500(69,079,500) (4.2%)	建設発生土が環境基準を上回ったため、当初より処分費が高い受入先に変更したこと及び契約当初に比べて賃金等の価格に著しい変動が生じ、契約金額が不相当と認められ、江戸川区工事請負契約約款第20条第7項(インフレスライド条項)に基づき変更したこと等による増
	江戸川区立第二葛西小学校 改築工事	トヨタ・イチグミ建設共 同企業体 代表者 株式会社トヨタ工業 代表取締役 豊田 昭朗	24.7.3  (358 日間)	円 1,685,250,000	今回 25.8.1	円 1,714,797,000(29,547,000) (1.8%)	既存校舎以前の建物の基礎等の障害物を撤去処分したこと並びに新設杭の施工中、地中障害物により損傷した杭の再施工及びその障害物の撤去を行ったことによる増
土 木	新椿橋耐震補強工事	オリエンタル白石株式会 社東京支店 支店長 高橋 健次	24.7.3  (230 日間)	円 191,100,000	今回 25.5.30	円 198,057,300(6,957,300) (3.6%)	仮締切の施工の妨げとなる障害物の撤去を行ったこと等による増及び工事資材置場等の変更により交通誘導員の配置が不要となったことによる減
工 事	新川護岸耐震補強工事(そ の6)	株式会社細田組 代表取締役 細田 正治	25.3.21  (210 日間)	円 296,100,000	今回 25.7.10	円 297,783,150(1,683,150) (0.6%)	護岸設置工において、鋼管矢板の溶接箇所を追加したこと及び地盤改良工において、地盤改良体の施工本数を増やしたこと等による増

## 議決を得た契約の契約変更調書

	工 事 件 名	契約の相手方	契約年月日 ( ) 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	变更后契約金額( 変更増減額 )	説 明
土 木 工 事	上一色中橋架替工事(その 4の3)	矢田工業株式会社東京支 店 支店長 中神 健治	25.6.24  (232日間)	円  363,604,500	今回 25.7.25	円  376,987,800 (13,383,300) (3.7%)	平成 24 年度公共工事設計労務単 価を用いて積算し、平成 25 年 4 月 1 日以降に締結した工事請負契約 について、平成 25 年度公共工事設 計労務単価に基づく契約金額に変 更したことによる増